

神奈川県地球温暖化対策計画の改定素案に対する意見と対応

参考資料 ②

<令和5年度第2回環境基本計画部会（8月9日開催）>

No.	該当箇所	意見等	対応
1	第1章 総論 4 (1)2050年の目指すべき姿 P17	エネルギーの地産地消について、グローバル化の中で世界的な情勢の変化によりエネルギー価格が変動することの影響を減らせるメリットもあることをどこかに記載してはいかがか。	御意見のとおり、エネルギーの地産地消を進めることはエネルギー価格の変動を受けにくいとされており、こうしたメリットについては、P3「a 国の動向」の4つ目のマルにおいて、再エネがエネルギーの安定供給に資する旨の記載をしています。
2	第1章 総論 4 (3)対策の方向性 P18 他	県として補助金や融資を行う時に、あるいは一般的な入札を行う時に、脱炭素の取組を評価する仕組みなど、ESG投資的な観点を入れるべきである。	ご意見を踏まえ、P34「中小規模事業者の取組の後押し」に、「脱炭素に取り組む中小企業者を支援する金融機関と連携した融資」を記載しました。
3	第2章 緩和策 3 (5)地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準 P52～P56	地域脱炭素化促進事業の県基準とアセス条例との関係が不明。アセス条例の甲乙地は除かれるのか。	今回県基準設定の参考とした、県土地利用調整条例の立地規制区域は、県環境影響評価条例の甲乙地(国立・国定公園地域他)を全て含んでいます。そのため、促進区域を設定する場合にあっては、環境影響評価条例の甲乙地は除かれることとなります。
4	第2章 緩和策 3 (2)小柱別の取組例 P35	建築物の脱炭素化について、CASBEEはこれまでの施策には出てきたが、今後については書かれているか。CASBEEの対象を広げて表示をもっと義務づけてはどうか。	建築物温暖化対策計画書制度（CASBEEかながわ）の今後の取組については、P35に記載しており、建築主に自主的な取組を促すとともに、その取組を公表して「見える化」することで、市場を通じて、より環境性能に優れた建築物への誘導を図ってまいります。対象の拡大については、令和7年4月に改正建築物省エネ法が施行されると、省エネ基準の適合義務の対象が全ての建築物に拡大されます。また、エネルギー消費性能の表示についても、令和6年4月から販売・賃貸される全ての建築物に、事実上義務化されることとなりますので、現時点では、県制度の拡大は考えておりません。
5	第1章 総論 4 (3)対策の方向性 P18	SDGsについて、緩和策には各ゴールのロゴが記載されているが、適応策には記載がない。緩和策と適応策の記載のバランスをとった方がよい。	御意見を踏まえて、P67「(2) 分野別の影響と取組例」について、SDGsのロゴを記載しました。
6	第2章 緩和策 3 (4)施策の実施に関する目標 P51	水素のKPIについて、電動車の数値になっているが、この記載だとEVの普及率だけが増加した場合でも水素の取組が進んでいると評価ができてしまうため、他のKPIを置くことはできないか。	水素のKPIについては、県も構成員となっている「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会」が「神奈川の水素社会実現ロードマップ」を今年度中に改定する方針を示していることから、ご意見を踏まえ、今後、同協議会における検討状況を踏まえてKPIを設定します。
7	第2章 緩和策 3 (4)施策の実施に関する目標 P51	イノベーションの促進や吸収源対策の目標については、50%削減に向けてこれをやることで具体的にCO2がどのくらい減少するのか、ということまで考える必要があるのではないか。それが難しいという場合は、次の改定までには数値化できるかどうか、検討を進めるべきである。	国の計画策定マニュアルにおいても、掲げられる個々の対策・施策について、温室効果ガスの削減効果を定量的に評価することは、必ずしも容易ではないことから、温室効果ガス排出削減量が把握しづらい場合には、代わりに、定量的な進捗管理指標で、取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用すべきとされているため、当該事業では、アウトプットをKPIとして設定させていただきます。
8	第3章 適応策 4 (3)施策の実施に関する目標 P80	適応策のKPIの「104箇所」について、数値の根拠を教えてください。	神奈川県水防災戦略では、予算や地元調整、過去の整備状況を踏まえ、2023年度から2025年度で75箇所程度の目標値を設定し、要配慮者利用施設のある箇所や過去にかけ崩れがあった箇所など、早期に対策を実施すべき箇所から重点的に整備することとしています。地球温暖化対策計画ではこの考え方を踏まえ、2024年から2027年の4年で同程度以上の104箇所の整備を目標としております。なお、令和5年3月に改定した「神奈川県水防災戦略」では、計画額を増額するなど、さらなる対策強化を図っています。

＜令和5年度第2回環境基本計画部会（8月9日開催）＞

No.	該当箇所	意見等	対応
9	<p align="center">第2章 緩和策 2 (2) 部門別の削減目標等 P27</p>	<p>廃棄物部門のCO2排出量について、一般廃棄物の焼却によるCO2排出量は増加傾向にあるとのことだが、一般廃棄物の排出量自体は減少しているにもかかわらず、CO2排出量が増加しているのは、廃プラスチックの混入割合が増加しているためか。</p>	<p>国のCO2の推計方法においては、一般廃棄物中のCO2排出量の推計方法として、生ごみ等のバイオマス起源の廃棄物の焼却に伴う排出は、CO2排出量に含めないこととしており、推計対象は、焼却される化石燃料由来のごみ(プラスチック等)となっています。 CO2排出量が増加しているのはお見込みのとおり、廃プラスチックの混入割合が増加しているためです。</p>
10	<p align="center">第2章 緩和策 3 (2) 小柱別の取組例 P41</p>	<p>グリーンカーボンの取組で、杉を選抜するエリートツリーの研究開発について記載があるが、なぜ杉限定なのかという疑問が生じるため、杉の吸収源としての優位性についての説明を追加できないか。</p>	<p>本県では、「神奈川県花粉発生源対策10か年計画」を策定し、花粉発生源対策に取り組んでいるところです。 本取組では、炭素固定能力に優れていることを持って杉に限定したわけではなく、スギの植え替えの際、花粉を全く生産しない無花粉スギから特に成長に優れた品種を選抜することで、本県の花粉発生源対策の取組を維持しながら、森林でのCO₂吸収源対策の効果も発揮させるといった狙いがございますので、案のとおりとさせていただきます。</p>
11	<p align="center">第2章 緩和策 3 (2) 小柱別の取組例 P41</p>	<p>ブルーカーボンの取組として早熟カジメの移植・大量生産が記載されているが、生産した海藻の有効利用方法や流通ルートの確立も重要ではないか。</p>	<p>ブルーカーボンにおける海藻の有効利用方法や流通ルートの確立についても重要であると認識しているため、いただいた御意見も参考にしながら、今後の取組について検討してまいります。</p>
12	<p align="center">第3章 適応策 4 (3) 施策の実施に関する目標 P80</p>	<p>KPIのうち、下水道の耐水化を行った施設数について、これより前に記載がある取組例では、「下水処理施設への止水板を設置するなど」という記載にとどまっているが、KPIでいう耐水化は止水板だけではないはずなので、具体例を追加してはどうか。 また、県の終末処理場は全部で4箇所あるはずだが、KPIで3箇所としているのは1箇所が浸水想定区域外であるためか。</p>	<p>KPI値の引用元である耐水化計画では、県が管理する流域下水道施設（終末処理場4箇所、ポンプ場9箇所）のうち、浸水の恐れがある終末処理場4箇所とポンプ場4箇所の合計8施設について、洪水や内水などの外力による浸水シミュレーション等を行い、「四之宮水再生センター」「扇町水再生センター」「東豊田ポンプ場」の3施設を耐水化が必要な施設として選定しており、これらの施設における浸水対策として、止水板の設置などを実施することとしています。 なお、止水板の設置以外の取組については、今後、詳細な検討を実施することとしているため、計画への記載は案のとおりとさせていただきます。</p>